

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則の一部を改正する規則

森林病虫害等駆除事業補助金交付規則（平成13年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「補助事業者」とは、市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者並びに市町村及び森林組合以外の者で松林の所有者又は管理者から松くい虫の駆除措置の委託を受けたもののうち知事が適当と認めた者をいう。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="148 808 770 1391"><thead><tr><th>事業種目</th><th>事業の内容</th><th>補助対象経費</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>からまつ先枯病伐倒駆除</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事業種目	事業の内容	補助対象経費	[略]			からまつ先枯病伐倒駆除	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「補助事業者」とは、市町村、森林組合及び森林の所有者又は管理者並びに市町村及び森林組合以外の者で森林の所有者又は管理者から森林病虫害等の駆除措置の委託を受けたもののうち知事が適当と認めた者をいう。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 808 1458 1391"><thead><tr><th>事業種目</th><th>事業の内容</th><th>補助対象経費</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>からまつ先枯病伐倒駆除</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>カシノナガキクイムシ駆除</u></td><td><u>カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び焼却</u></td><td><u>伐倒費、薬剤費、くん蒸費及び事業雑費又は伐倒費、焼却費及び事業雑費</u></td></tr></tbody></table>	事業種目	事業の内容	補助対象経費	[略]			からまつ先枯病伐倒駆除	[略]		<u>カシノナガキクイムシ駆除</u>	<u>カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び焼却</u>	<u>伐倒費、薬剤費、くん蒸費及び事業雑費又は伐倒費、焼却費及び事業雑費</u>
事業種目	事業の内容	補助対象経費																				
[略]																						
からまつ先枯病伐倒駆除	[略]																					
事業種目	事業の内容	補助対象経費																				
[略]																						
からまつ先枯病伐倒駆除	[略]																					
<u>カシノナガキクイムシ駆除</u>	<u>カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び焼却</u>	<u>伐倒費、薬剤費、くん蒸費及び事業雑費又は伐倒費、焼却費及び事業雑費</u>																				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。